

広島県広域緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、地震発生時に建築物の倒壊による広域緊急輸送道路の閉塞を防ぎ、避難や救援救急活動、緊急物資の輸送等の機能を確保するため、広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断を実施する所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 広域緊急輸送道路 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月）に定める広域的な災害支援に資する路線をいう。
- (2) 広域緊急輸送道路沿道建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「法」という。）第5条第3項第2号の規定に基づき県が耐震診断を義務付けた建築物をいう。
- (3) 耐震診断 法第2条第1項に規定する耐震診断で、法第4条第2項第3号の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に沿って行うものをいう。
- (4) 事業実施者 広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断を実施する建物所有者等をいう。
- (5) 耐震診断判定書 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年広島県規則第48号）第4条第1項第1号に規定する耐震診断判定書をいう。

(補助金交付対象事業等)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助金交付対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 事業実施者が、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日 国住街第223号、国住市第156号国土交通省住宅局長通知）（以下「国補助金交付要綱」という。）第3第2項第一号ロに定める広域緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断事業を行うものであること。
- (2) 耐震診断を行う建築物（以下「補助金交付対象建築物」という。）は、広域緊急輸送道路沿道建築物であって、国又は地方公共団体等が所有するものでないこと。
- (3) 耐震診断を建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号のいずれかに掲げる者が行うものであること。
- (4) 耐震診断判定書の交付を受ける耐震診断であること。
- (5) 県が交付する他の補助金等を受ける事業でないこと。

(補助対象者)

第4条 この要綱により補助を受けることができる者は、前条に規定する事業を実施する建物所有者等（登記名義人又は固定資産税納税義務者に限る。）とする。ただし、次の各号の場合は、

当該各号に掲げる者とする。

- (1) 区分所有建物にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条に規定する団体又は区分所有者によって合意された代表者とし、あらかじめ区分所有者及びその議決権の各過半数の同意を得ていること。
- (2) 所有者が複数ある場合は、すべての所有者によって合意された代表者であること。

（補助金の交付額）

第 5 条 補助金の交付額は、国補助金交付要綱第 3 第 2 項第一号ロに定める耐震診断に要する費用以内とする。

- 2 前項の耐震診断に要する費用は、国補助金交付要綱第 3 第 2 項第四号に定める費用を限度とする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 事業実施者は補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に関係書類を添えて別に知事が定める日までに知事に申請しなければならない。

- 2 前項に掲げる関係書類は次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 年度別事業計画書（別紙 1）
 - (2) 交付申請額の算出方法及び事業費の配分（別紙 2）
 - (3) 交付申請額の算定内訳（別紙 3）
 - (4) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（別紙 4）の写し
 - (5) その他知事が必要と認めるもの
- 3 補助事業の実施が複数年にわたる場合には、前 2 項に準じて毎年度補助金交付申請書を作成しなければならない。

（交付決定の通知）

第 7 条 知事は、前条の規定による申請書等の提出があつた場合には、当該申請書等の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、別記様式第 2 号による補助金交付決定通知書を事業実施者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において必要があるときは、当該事業計画に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

（補助金の交付条件）

第 8 条 交付規則第 5 条第 1 項の規定により付する条件は、別紙「交付の条件」のとおりとする。

- 2 知事は、前項の「交付の条件」の 1 の規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請書等の内容を審査し、内容又は補助金の額を変更して補助金を交付すべきものと認めたときは、変更交付決定を行い、別記様式第 6 号による補助金変更交付決定通知書を事業実施者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付規則第6条の通知書を受領した日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第10条 交付規則第12条の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第7-6号のとおりとし、その提出期限は、当該事業完了の日(廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。)から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月15日のいずれか早い日までとする。

2 交付の決定を受けた補助金の一部又は全部を、所定の手続きを経て翌会計年度に繰越した場合の補助事業年度終了実績報告書の様式は、別記様式第8号のとおりとし、その提出期限は、翌会計年度の4月20日までとする。

(額の確定)

第11条 交付規則第13条の規定による補助金の額の確定通知書は、別記様式第9号のとおりとする。

(補助金の返還)

第12条 交付規則第18条の規定による補助金返還命令書は、別記様式第10号のとおりとする。

(補助金の交付方法)

第13条 補助金は交付規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、補助事業の遂行上必要と認めるときは、交付規則第16条第2項の規定により概算払いにより交付できるものとし、請求書の様式は、別記様式第11号によるものとする。

2 事業実施者が交付規則第15条又は前項の補助金交付の請求をするにあたり、その請求及び受領を、耐震診断を行った技術者が所属する建築士事務所、その他耐震診断を実施した者(以下「耐震事業者」という。)に委任する場合は、補助金交付請求書に代理請求及び代理受領委任状(別記様式第12号)を添付しなければならない。この場合において、交付規則第15条中、「補助事業者等」とあるのは、「耐震事業者」と読み替えるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第14条 交付規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了した日から起算して、5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 9 日から施行する。ただし、令和 3 年 3 月 31 日以前に第 7 条による交付決定の通知があったものは、平成 29 年 4 月 1 日から施行の要綱を適用する。

別 紙

交 付 の 条 件

- 1 補助事業の内容を変更する場合又は補助金の額に変更(軽微な変更を除く)を生じる場合は、別記様式第3号の申請書を知事に提出し、承認を受けること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに別記様式第4号の申請書を知事に提出し、承認を受けること。
- 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、別記様式第5号の報告書により、速やかに知事に報告してその指示を受けること。